



# 宇都宮市いじめ防止基本方針

平成26年 3 月

宇都宮市・宇都宮市教育委員会

(最終改訂 平成29年10月)

## 目次

はじめに	1
<b>第1章 いじめの防止等のための基本理念等</b>	<b>2</b>
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	2
3 現状と課題	3
4 宇都宮市の基本理念	4
<b>第2章 宇都宮市のいじめの防止等の基本的な考え方</b>	<b>4</b>
1 いじめの防止	4
2 いじめの早期発見	4
3 いじめの対処	4
4 家庭や地域との連携	5
5 関係機関等との連携といじめに係る組織の活用	5
<b>第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策</b>	<b>5</b>
1 組織の設置	5
(1) いじめ等問題行動対策連絡会	5
(2) 学校教育問題解決委員会	5
(3) 学校教育問題対策専門委員会	6
(4) いじめ問題調査委員会	6
2 宇都宮市の取組	6
(1) いじめの防止	6
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめの対処	7
(4) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携	8
3 その他	8
<b>第4章 学校が実施する施策</b>	<b>9</b>
1 学校いじめ防止基本方針の策定	9
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	9
3 学校の取組	9
(1) いじめの防止	9
(2) いじめの早期発見	10
(3) いじめの対処	11
(4) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携	12

第5章 重大事態への対処	1 2
1 重大事態の発生	1 2
(1) 重大事態の定義	1 2
(2) 重大事態の報告	1 3
2 教育委員会による調査	1 3
(1) 趣旨	1 3
(2) 調査	1 3
3 調査結果の提供及び報告	1 4
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	1 4
(2) 調査結果の報告	1 4
4 市長による再調査及び措置	1 4
(1) 再調査	1 4
(2) 再調査組織	1 4
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	1 4
第6章 推進にあたって	1 5

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

本市では、いじめ根絶を目指し、「いじめは決して許されない行為である」、「どの児童生徒にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、平成20年度から、教育委員会と学校、家庭、地域が一体となって「いじめゼロ運動」を推進し、児童生徒の行動目標である「いじめゼロ宣言」の作成やいじめゼロ強調月間の設定、心を育てる教育の推進、学校における定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、いじめの未然防止の取組の充実と、早期発見・早期対応の徹底を図ってきたところである。

また、平成25年に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という）が施行され、法第12条において、地方公共団体に対して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求めていることから、本市のこれまでの取組を踏まえ、平成26年3月に「宇都宮市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という）」を策定した。

このたび、平成29年3月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことや、本市として、言葉によるいじめの未然防止に向けた取組の充実や、初期段階からの組織的な対応の徹底、いじめの認知に対する共通認識の構築など、いじめ対策を更に強化し、推進する必要があることから、市基本方針を改訂する。

平成29年10月 宇都宮市教育委員会

## 第1章 いじめの防止等のための基本理念等

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校\*に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 市基本方針における「学校」とは、市立小・中学校をいう。

### 2 いじめの理解

- ・ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。
- ・ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在が、いじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分に理解した上で、望ましい集団づくりに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが大切である。
- ・ いじめは、授業中や休み時間、登下校中や部活動時など、あらゆる場面で起こりうるものである。とりわけ、人目に付きにくい時間、場所、形で行われることが多いため、日頃より、多くの大人の目で児童生徒を見守る必要がある。
- ・ いじめが起きる背景は、児童生徒や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな児童生徒理解に基づき、指導・対応していく必要がある。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を丁寧に見取りながら、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 初期段階のいじめや、ごく短期間で解決したいじめ、教師の指導によらずして児童生徒自らの力で良好な関係を再び築くことができたいじめなども、いじめ事案として認知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒へのいじめや、性同一性障がいや性的指向・性自認\*に係る児童生徒に対するいじめ、インターネットを通じて行われるいじめなど、いじめの対象や行為の実態が把握しにくく、被害児童生徒への特段の寄り添いや配慮が必要な事案が存在する。

※ 「性同一性障がい・性的指向・性自認」について（以下「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料」（平成27年4月 文部科学省）より抜粋）

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識（以下、「性自認」と言う。）が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められます。「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

### 3 現状と課題

- 本市では、平成20年度から、教育委員会と学校、家庭、地域が一体となって「いじめゼロ運動」を推進し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の徹底を図っているところであり、いじめを積極的に認知し、高い解消率を保つなどの成果が上がっている。しかし、夏季休業前後にいじめの認知件数が多く見られたり、特に言葉によるいじめが多く見受けられたり、どの学年においてもいじめの認知件数が増加しているなど、依然としていじめの根絶には至っておらず、また、積極的ないじめの認知が進み、解決に向けて取り組む事案数が増加していることから、教職員がいじめ問題を抱え込まず、組織として一貫した対応をする必要がある。
- いじめゼロリボンの着用やポスターの作成、「心の教育」の充実など、これまでの未然防止の様々な取組を強化するとともに、いじめの原因として、児童生徒が「どういう言動がいじめになるのか理解していない」、「自分の行為を相手がどう受け止めているか認識できない」、「心の通う対人関係を構築する力が十分に育っていない」等が挙げられることから、いじめについて取り上げた道徳科の授業<sup>※</sup>や、より良い人間関係づくりに関する学級活動や学校行事など、様々な機会を捉えて児童生徒が相互に認め合う活動を充実させる必要がある。
- 初期段階からの組織的な対応の徹底や、いじめの認知に対する共通理解を図りながら、いじめアンケートや教育相談等による早期発見・早期対応の取組を強化するため、教職員一人一人がいじめのサインを見逃さないよう研修等により指導力を高めるとともに、児童生徒は、教職員や保護者など身近な大人に相談することが多いという現状を踏まえ、学校と家庭、地域が連携し、児童生徒の見守り体制を強化する。また、児童生徒が安心して相談できる体制の充実に努める必要がある。
- いじめの根絶には、大人による取組に加え、児童生徒が主体となった取組が重要である。これまでも、平成20年度に児童生徒が策定した、いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づき、児童会生徒会を中心としたいじめ根絶集会等を実施してきたが、今後も、児童生徒が自主的に活動できる環境をより一層充実させる必要がある。
- 全国的にも、各都道府県における1,000人あたりのいじめの認知件数にばらつきが見られる中、本市においてはばらつきの解消に向けて、いじめの認知件数がゼロの学校は、保護者に通知等で知らせることで、いじめの認知に漏れがないかの確認を行ってきたが、今後もいじめの認知に対する共通理解を図り、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- 本市の学校教育マネジメントシステムの評価において、学校のいじめ対策の取組について、保護者の肯定的回答が低いことから、学校の取組を様々な機会を捉え、積極的に周知することが必要である。
- インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、それらを早期に発見するための取組や、児童生徒に対する指導、保護者への啓発が必要である。

※ 平成29年度現在では「道徳の時間」であるが、小学校は平成30年から、中学校は平成31年度から「道徳科の授業」となるため、以下「道徳科の授業」という。

#### 4 宇都宮市の基本理念

本市では、児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい宮っ子の育成を目指す。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、次のとおり基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意を持って取り組む。

- 全ての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが決して許されない行為であること等について、児童生徒が十分に理解できるようにします。
- 児童生徒が策定した、いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童生徒の自主的な活動を支援します。
- 市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

## 第2章 宇都宮市のいじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対処して解決を図る必要がある。

市及び教育委員会（以下、「市」という。）は一体となって、学校、家庭、地域、関係機関・団体と連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。

### 1 いじめの防止

- ・ 市は、市民総ぐるみによる取組を推進するため「いじめゼロ運動推進事業」を展開し、いじめの根絶に向けた啓発を行うとともに、いじめの防止等の取組の充実強化を図る。
- ・ 学校は、教育活動全体を通して、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめの起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 学校は、児童生徒がいじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

### 2 いじめの早期発見

- ・ 市と学校は、早期発見が、迅速な対処の前提であることを踏まえ、いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 学校は、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、指導力を高めるための研修等を実施する。

### 3 いじめの対処

- ・ 学校は、いじめを把握した場合には、組織的に、事実確認を正確かつ迅速に行い、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、徹底して守り通す。

- ・ 学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、及びその保護者への指導・助言等を継続的に行う。
- ・ 学校は、必要に応じて市や警察、児童相談所などの関係機関・団体との連携を図る。
- ・ 市は、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、いじめの解決を図るため、学校教育課職員を派遣するなど学校への支援を行う。

#### 4 家庭や地域との連携

- ・ 学校は、家庭、地域と密接に連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 市と学校は、家庭に対して、児童生徒がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 市と学校は、地域に対して、いじめは校外においても起こり得るため、学校と家庭、地域が一体となって児童生徒を見守る取組を推進する必要があること、及びいじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

#### 5 関係機関等との連携といじめに係る組織の活用

- ・ 市と学校は、いじめの児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的な対応の強化を図る。

### 第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策

#### 1 組織の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、以下の組織を設置する。

##### (1) いじめ等問題行動対策連絡会（法第14条第1項関係組織）

教育委員会、学校と関係機関・団体等との連携体制を構築するため、本市小・中学生のいじめ等の状況や本市のいじめの防止等の対策について意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について協議を行う。

構成員：宇都宮家庭裁判所，宇都宮少年鑑別所，宇都宮保護観察所，  
宇都宮中央警察署，宇都宮東警察署，宇都宮南警察署，  
栃木県中央児童相談所，宇都宮保護区保護司会，  
宇都宮市民生委員児童委員協議会，宇都宮市PTA連合会，  
栃木県教育委員会事務局河内教育事務所，宇都宮市小学校長会，  
宇都宮市中学校長会，宇河地区中学校教育研究会生徒指導部会，  
宇都宮市立中学校，学校教育課，市長部局関係課

##### (2) 学校教育問題解決委員会

いじめや体罰，理不尽な要求などの現状に基づく本市の対策や今後の方向性等につい

て協議を行う。

また、対応が困難な事案や緊急な対応を要する事案が発生した場合には、調査を行うとともに、必要に応じて、学校支援アドバイザー<sup>※</sup>から助言を得るなどして、解決に向け対応にあたる。

構成員：学校教育課，教育委員会関係課

- ・ 必要に応じて市長部局関係課や関係学校長，関係機関・団体（警察や児童相談所等）に参加を要請する。

<sup>※</sup> 学校だけでは解決が困難な様々な問題について，専門の見地から助言を行うアドバイザー。本市では弁護士，医師，臨床心理士に委嘱している。

### (3) 学校教育問題対策専門委員会（法第14条第3項及び法第28条第1項関係組織）

教育委員会からの要請を受け，本市のいじめの防止等の対策や今後の方向性等について専門的見地から協議を行うとともに，必要に応じて重大事態に係る調査を行う。

構成員：職能団体や大学，学会等からの推薦を受けた弁護士，精神科医，大学教授，臨床心理士

### (4) いじめ問題調査委員会（法第30条第2項関係組織）

市長が，教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け，教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や，当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき，教育委員会の調査結果について再調査を行う。

構成員：職能団体や大学，学会等からの推薦を受けた弁護士，精神科医，大学教授，臨床心理士，その他事案の特性に応じた外部の第三者等（(3)の委員とは重複しない）

## 2 宇都宮市の取組

いじめの防止等の取組は，教育委員会と学校が連携して推進する。

### (1) いじめの防止

ア いじめ根絶には，継続的，系統的な指導が大切であることから，小中一貫教育・地域学校園において，小・中学校が連携していじめの防止等の取組を推進する。

イ 市民総ぐるみでいじめの防止等に取り組むため，「いじめゼロ運動推進事業」を展開し，「いじめゼロ強調月間」を設けるなどして啓発を行うとともに，学校や家庭，地域との連携の下に，いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底を図る。

ウ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い，望ましい人間関係を築く力の素地を養うことが，いじめの防止に資することを踏まえ，「心の教育プロジェクト」を推進する。

エ 学校に対して，児童生徒が主体となったいじめ根絶活動の事例等を紹介するなどして，児童生徒の自主的な活動を推進する。

オ 児童生徒や家庭，学校が，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，及

び効果的に対処することができるよう、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」<sup>※1</sup>に基づき、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを推進するなど、必要な啓発活動を行う。

カ 学校におけるいじめの防止等のための取組状況について定期的に点検し、必要に応じて、学校への支援を行う。

キ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ、児童生徒個々の特性<sup>※2</sup>が関係するいじめ、東日本大震災被災児童生徒に対するいじめなどを防止するため、必要な対応・支援や正しい理解の促進などについて、随時、学校に情報提供を行う。

※1 必要のない限り、児童生徒にスマートフォンや携帯電話を持たせず、持たせる場合には保護者の責任で「㊦みんな1日1時間まで!」「㊧夜間の友達との使用は9時まで!」「㊨使う前にフィルタリング!」「㊩個人情報のをせません!」の4つの約束を守らせる、市教育委員会と宇都宮市PTA連合会等との共同宣言。

※2 「特性」の中には、発達障がいや、その傾向がある場合なども含む。

## (2) いじめの早期発見

ア スクールカウンセラーの学校への配置など、児童生徒及び保護者への相談体制の整備を図る。

イ スタンドダードダイアリー<sup>※</sup>の有効な使い方について、児童生徒及び教職員等へ周知する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、それらを早期に発見するためネットパトロールを実施するとともに、学校に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての周知や、児童生徒に対しても一つの行為が重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの啓発を行うとともに、家庭に対しても同様の啓発を行う。また、ネットパトロール等において問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して迅速かつ適切に対応する。

エ 教職員の資質向上を図るため、児童・生徒指導担当者をはじめとする教職員を対象とした研修会や会議を計画的に実施する。

オ いじめの背景は児童生徒の個々の特性や家庭の問題、学校の問題等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した研修等を推進する。

※ 児童生徒の、生活、健康・体力、学習についての指針となるものや、連絡帳や日記帳機能などが掲載された、毎日使用できる冊子。

## (3) いじめの対処

ア 学校がいじめの事実確認を適切に行うことができるよう、事実確認を行う際の留意点や校内組織の有効活用について、学校への指導・助言を行う。

イ 学校だけでは対応が困難な事案等が発生した場合には、学校教育課職員を派遣す

るなど学校と連携して調査や対応にあたる。

ウ 学校教育課等では対応が困難な事案が発生した場合は、学校教育問題解決委員会を活用した学校支援を行う。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは警察と連携して対処することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要があることを学校に指導・助言するとともに、自らも警察と適切に連携し対応にあたる。

オ いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童生徒の出席停止を命じる等の措置を講ずるとともに、教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

カ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを図るなど教育相談体制の充実を図るため、学校にスクールカウンセラー等を配置するとともに、家庭環境等がいじめの要因となっている事案に対応するため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、いじめの解決に必要な専門的見地からの助言を得るため、教育委員会に学校支援アドバイザーを設置する。

キ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合にも、いじめの解決に向けて関係学校が適切に対応することができるよう、教育委員会が学校相互間の連絡・調整を図る。

#### (4) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携

ア 市PTA連合会等との連携を図りながら、親学出前講座やリーフレットを活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に合わせた保護者による指導の大切さなどについて、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関と適切な連携を図ることなどについて周知を図る。

イ 青少年育成関係団体等との連携を図り、児童生徒の健全育成の取組を推進するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会を活用するなどして、地域が一体となって、児童生徒の見守り体制を整備することの大切さや、いじめ問題における学校や関係機関等との適切な連携について、地域への啓発を行う。

ウ いじめの防止等の対策が、関係機関・団体等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、連携・協力体制の構築に努める。

### 3 その他

- ・ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。
- ・ いじめの防止等に向け、教職員が児童生徒と向き合う時間の充実を図ることができるよう、教職員の多忙な状況の解消に取り組むなど、学校運営改善の支援に努める。
- ・ 学校におけるいじめの防止等の取組について、本市の学校教育マネジメントシステムの共通評価項目として設定する。

## 第4章 学校が実施する施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国基本方針又は市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自校における「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校基本方針には、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

また、学校基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校がいじめ対策の取組を、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて積極的に周知する。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置〔いじめ等対策委員会〕

学校は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をするため、いじめ等対策委員会を設置する。構成員は、管理職や児童指導主任、生徒指導主事、スクールカウンセラーのほか、学校の実情に応じて学校長が決定する。教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、事実確認等は本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えることができる。急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校は、児童生徒や保護者に本組織の存在や取組を、全校集会や学校だより、学校ホームページ等で知らせることで、児童生徒や保護者がいじめ等の悩みを相談しやすい環境づくりに努める。

### 3 学校の取組

学校は、市、家庭、地域、関係機関・団体等と連携して、いじめの防止等にあたる。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、各学校のいじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。

#### (1) いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下に、いじめの未然防止に向けて、児童生徒が、思いやりの心や心の通じ合うコミュニケーション能力を育むことができるよう、心を育てる教育を推進するとともに、児童生徒の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」を活用し、児童生徒のいじめ根絶への意識の向上を図るなどして、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携したあいさつ運動や、児童生徒への理解を深めるための情報交換会等の取組などを実施する。

- イ いじめの防止等の重要性について児童生徒や保護者等への啓発を図るため、いじめゼロ強調月間において、いじめゼロポスターの掲示やいじめゼロリボンの着用、いじめに関する内容を含んだ道徳科の授業や学級活動の授業を実施する。
- ウ 道徳科の授業と様々な体験活動を関連付けた「宮っ子心の教育」の取組を実施する。
- エ 児童会・生徒会を中心としたいじめ根絶集会の実施など、児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うことができるよう指導するとともに、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定する。
- オ 情報モラル年間指導計画に基づき、児童生徒が情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施するとともに、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組を積極的に推進する。
- カ 「いじめゼロ強調月間」におけるいじめの防止等の取組状況を点検し、必要に応じて改善を図るとともに、点検の結果を教育委員会に報告する。
- キ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ、児童生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童生徒に対するいじめなどを防止するため、教職員に対して、必要な対応・支援や正しい理解の促進を図るとともに、児童生徒に対しても正しい理解促進のための指導を行う。

## (2) いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は、児童生徒のわずかな変化を見逃すことのないよう児童生徒理解を深め、日頃より児童生徒との信頼関係の構築に努める。

また、家庭、地域との連携を図り、児童生徒の見守り体制を強化する。

- ア 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口やスクールカウンセラーが行う相談活動について周知を図る。
- イ スタンダードダイアリーを有効に活用し、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図る。
- ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査（年4回以上）や教育相談（年2回以上）等を実施する。アンケート調査に関しては、教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜるなどして、実効性の高いものとする。
- エ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図るなどして、ネットいじめの早期発見に努める。また、家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発や、児童生徒に対しても一つの行為が重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの指導を行う。
- オ いじめの背景は児童生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解するこ

とが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

カ いじめの認知に関しては、保護者や児童生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。その際、「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の一部見直しについて（依頼）」（平成27年8月 文部科学省）や「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成28年3月 文部科学省）などを参照しながら判断する。また、認知したいじめについては、加害・被害両児童生徒の保護者に連絡を取り合い、今後の対応や方向性等について連携を図る。

### (3) いじめの対処

いじめを発見又は連絡等を受けた場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかにいじめ等対策委員会を立ち上げ、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、全教職員の共通理解と保護者との連携の下に行うとともに、必要に応じて、市や関係機関・団体等との連携を図る。

また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関等との連携など、一連の対応については適切に記録を残す。

ア いじめ等対策委員会を中心として、事実確認や対応方針の決定を行う。事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童生徒、関係児童生徒、保護者等から話を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について正確に記録する。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を徹底して図るとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応やスクールカウンセラー等を活用した心のケアなどの支援を行う。いじめを行った児童生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

ウ 「いじめの解消」については、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態であり、かつ、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に対し面談等により確認された状態である場合に、「解消」と判断し得る。また、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等

対策委員会にて、より長期の期間を設定する。また、いじめが解消したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。

- エ いじめの背景は児童生徒の個々の特性や家庭の問題、学校の問題等さまざまであることから、いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用しながら、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解する。特に、児童生徒への支援や指導において配慮が必要な場合においては、指導方針などについて、教職員間における共通理解や保護者等との連携を十分に図る。
- オ いじめの解決にあたっては、加害・被害児童生徒の保護者と十分な連携を図ることはもちろんのこと、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして市、関係機関・団体等との連携を図る。

#### (4) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携

ア PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に応じた保護者等の指導の大切さ、児童生徒がいじめを行うことのないよう指導すること等について、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。

イ 青少年育成関係団体や魅力ある学校づくり地域協議会など地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努める。

また、いじめの疑いがある場合には、速やかに学校や関係機関等への情報提供に努めるよう周知を図る。

ウ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべき場合や、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

## 第5章 重大事態への対処

法第28条に掲げる重大事態の発生においては、本指針とともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）及び『「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の本市における取扱」（平成29年4月 児童生徒指導推進強化全体会配布資料）を参照すること。

### 1 重大事態の発生

#### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間<sup>※</sup>」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、当該目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

その他、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる必要がある。

## (2) 重大事態の報告

学校は、(1)のア、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

## 2 教育委員会による調査

### (1) 趣旨

教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にする<sup>※</sup>ための調査を行う。

※ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることである。

### (2) 調査

教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。

[教育委員会における調査]

#### ア 学校教育課等における調査

学校教育課等は、職員を学校に派遣するなどして、必要な調査を行うとともに、その解決に向けて対応にあたる。

#### イ 学校教育問題解決委員会における調査内容の検討等

学校教育課等による調査結果について、教育委員会関係課による総合的な協議を行い、調査内容の検討を行うとともに、必要に応じて学校支援アドバイザーから助言を得るなどして、その解決に向け対応策を検討する。

#### ウ 学校教育問題対策専門委員会における調査

重大事態のうち、以下の場合、第三者により構成される組織において調査を行う。

- ・ 保護者等が、学校教育課などから調査結果について報告を受けた後、改めて第三者による調査を望む場合
- ・ 事実関係をより明確にするため、専門的見地からの調査が必要と教育委員会が認めるとき

※ 教育委員会は、調査によって明らかになった事実などについて、保護者等に説明し、今後の対応や支援について話し合う。

※ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた疑いのある児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について話し合い、必要に応じて調査に着手する。

### 3 調査結果の提供及び報告

#### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。

#### (2) 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態に係る調査結果について、総合教育会議を活用するなどして市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

### 4 市長による再調査及び措置

#### (1) 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生を防止するために、さらに詳細な調査の必要があると認めるときは、教育委員会における調査の結果について、再調査を行う。

再調査を行った場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### (2) 再調査組織

再調査は、市長部局における「いじめ問題調査委員会」が行う。

#### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

## 第6章 推進にあたって

本市では、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、学校マネジメントシステムにおける評価項目に位置づけ、その結果等を検証するとともに、国の動向や実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高める。

また、学校では、学校評価においていじめの防止等に係る取組についての項目を設定し、その達成状況の評価結果や日頃の取組状況をいじめ等対策委員会で検討しながら、PDCAサイクルを踏まえて改善に取り組む。

## 宇都宮市いじめ防止基本方針

発行年月日 平成26年3月（最終改訂 平成29年10月）

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局学校教育課

電話 028-632-2672

FAX 028-639-0613

E-mail [u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp)